

議案第48号

三田市職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

三田市職員の高齢者部分休業に関する条例を次のとおり定める。

令和4年8月24日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市職員の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3の規定に基づき、職員の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業)

第2条 任命権者は、1週間を通じて当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、30分を単位として高齢者部分休業を承認することができる。

2 法第26条の3第1項の条例で定める年齢は、55歳とする。

(給与の減額)

第3条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年三田町条例第35号）第14条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条例第18条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。この場合において、同条中「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額」とあるのは、「給料（教職調整額及び給料の調整額を含む。以下同じ。）の月額並びに地域手当、管理職手当、初任給調整手当及び特殊勤務手当（月額で支給するものに限る。）の月額」とする。

(承認の取消し又は休業時間の短縮)

第4条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合で当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(休業時間の延長)

第5条 任命権者は、既に高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合で公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

2 三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「ことをいう。）」の次に「、修学部分休業(当該職員がその修学のため1日の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。))」を加える。

(三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

3 三田市民病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成21年三田市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「ことをいう。）」の次に「、修学部分休業(当該職員がその修学のため1日の勤務時間の一部(1週間当たりの通常の勤務時間の2分の1を超えない範囲内の時間に限る。)を勤務しないことをいう。)、高齢者部分休業(当該職員が55歳に達した日以後の日で、当該職員の申請において示した日から当該職員に係る定年退職日(職員の定年等に関する条例(昭和59年三田市条例第21号)第2条に規定する定年退職日をいう。)までの期間中、1週間の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。))」を加える。